

許可基準とガイドライン(案)について

平成28年10月4日
和歌山県都市政策課

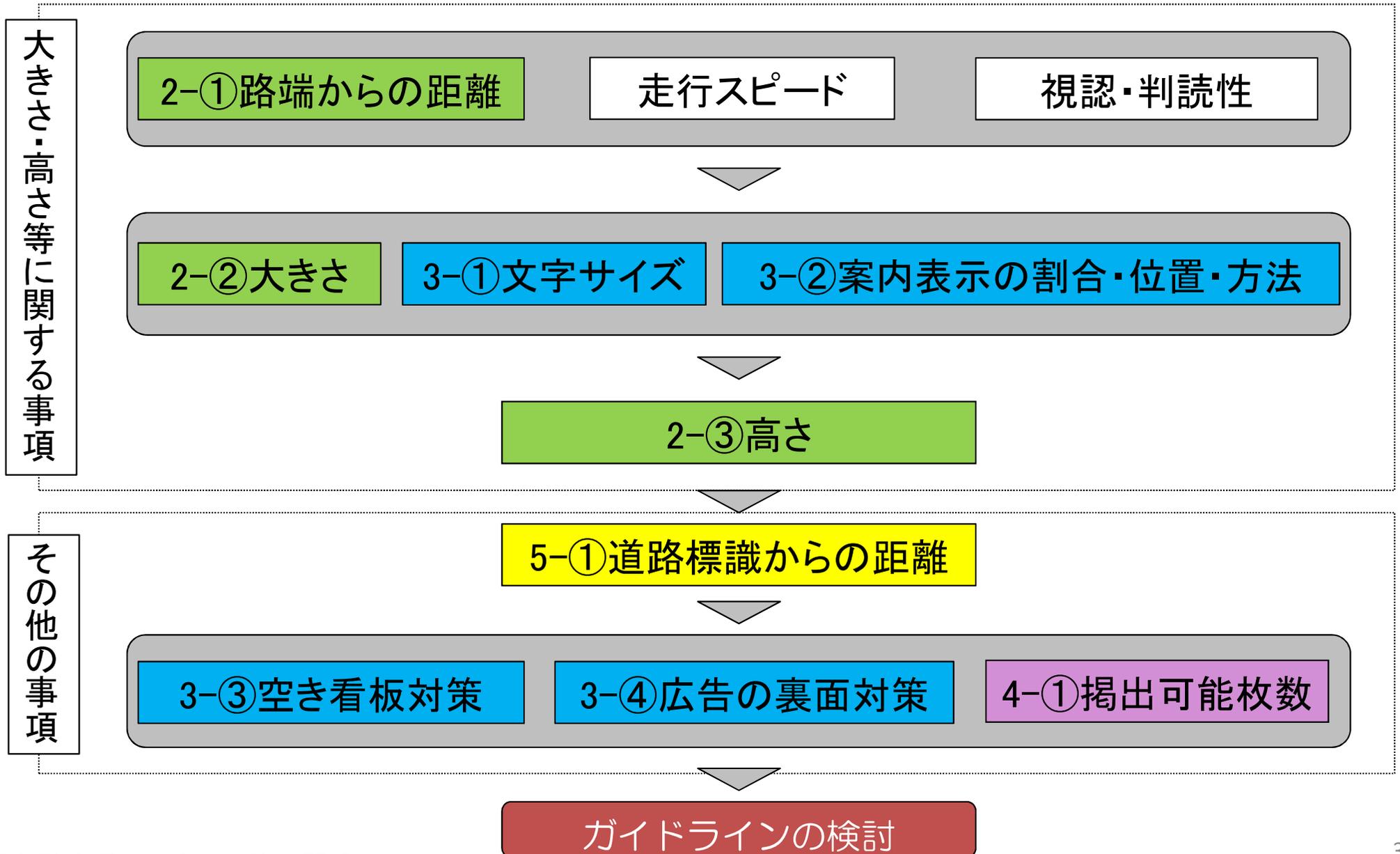
1.許可基準とガイドライン

■許可基準とガイドラインの検討内容について(案)

検討項目	許可基準	ガイドライン
1. 表示内容	1-①案内表示できる地点・施設等	
2. 規格	2-①高速道路路端からの距離 2-②大きさ 2-③高さ	2-③使用材料
3. デザイン	3-①文字サイズ 3-②案内表示の割合・位置・方法 3-③空き看板対策 3-④広告の裏面对策	3-⑤色 3-⑥字体フォント 3-⑦絵・写真の使用
4. 乱立防止	4-①掲出可能枚数 4-②相互間の距離(視認・判読性)	
5. 危害防止	5-①道路標識からの距離	

1.許可基準とガイドライン

■許可基準の検討の流れ

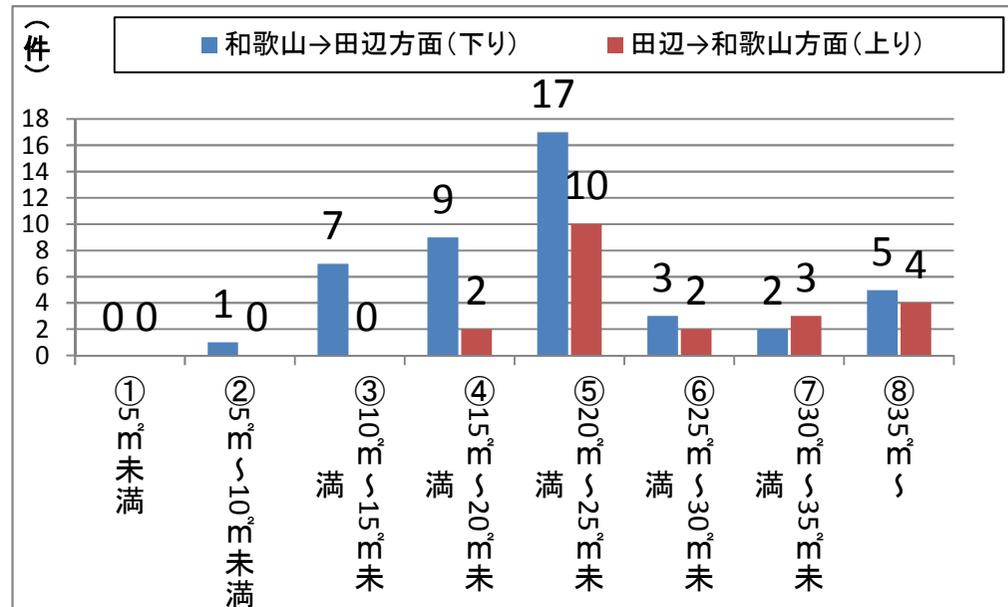
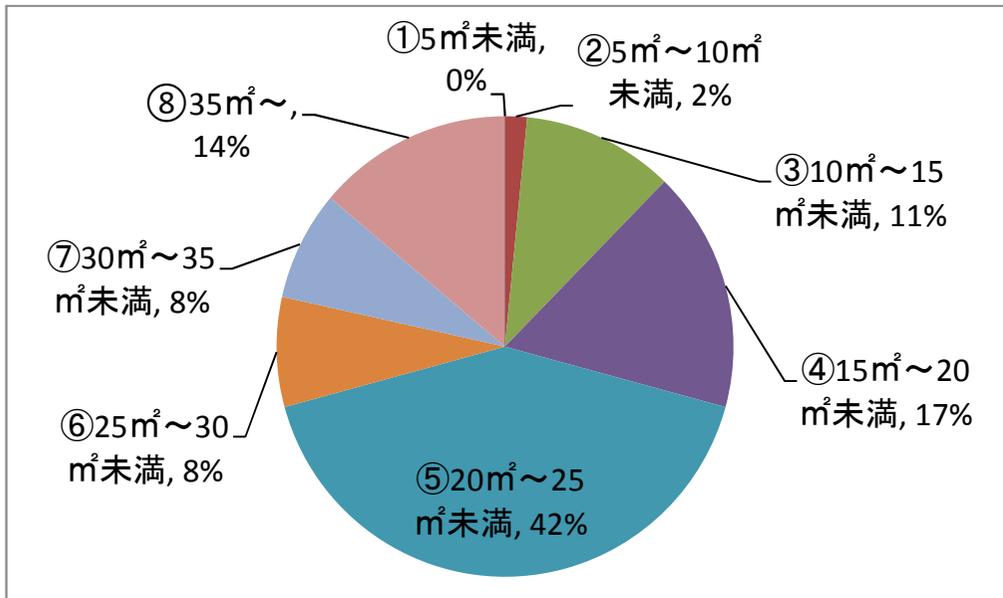


高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

③ 広告物のサイズ

・ 20㎡程度の広告物が特に多い



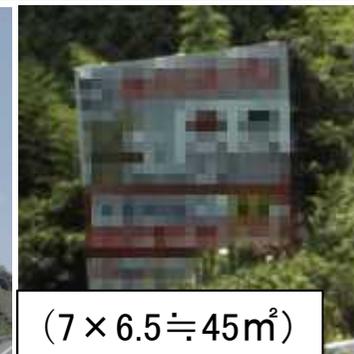
(3 × 7 ≒ 21㎡)



案内広告物(上り)



案内広告物(下り)



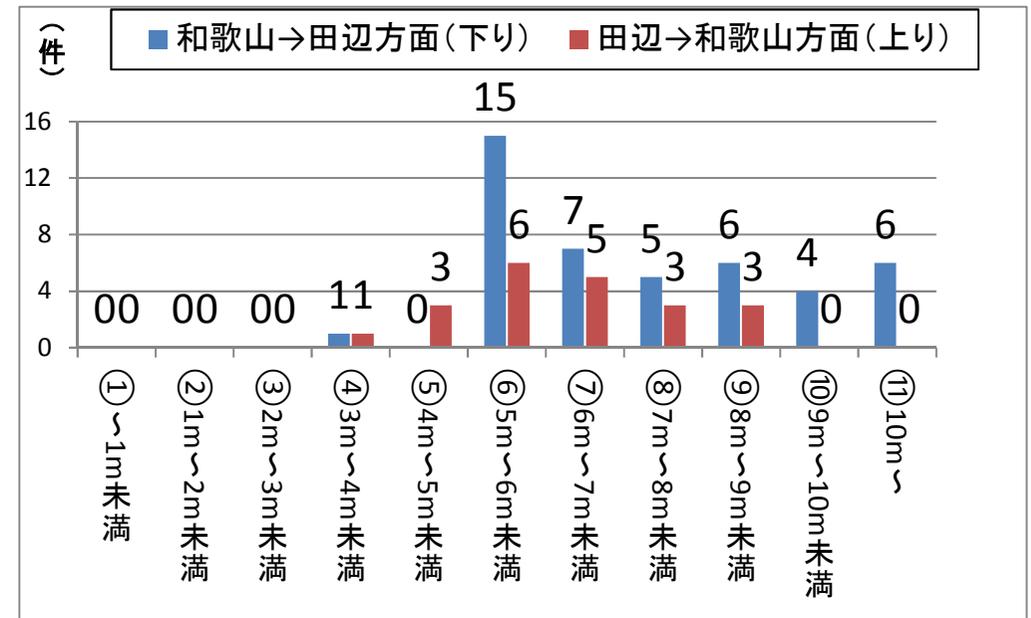
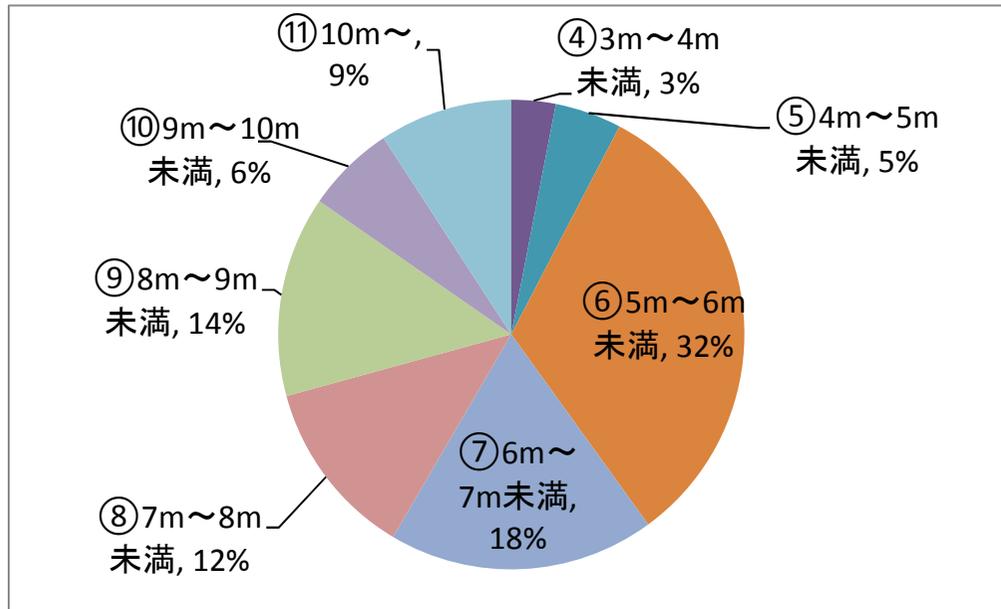
(7 × 6.5 ≒ 45㎡)

高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑥ GL(地面)からの高さ

- ・ 5m～6mが特に多い
- ・ 10m以上も見られる



※広告物の上段までの高さ



一般広告物(下り)、高さ5m

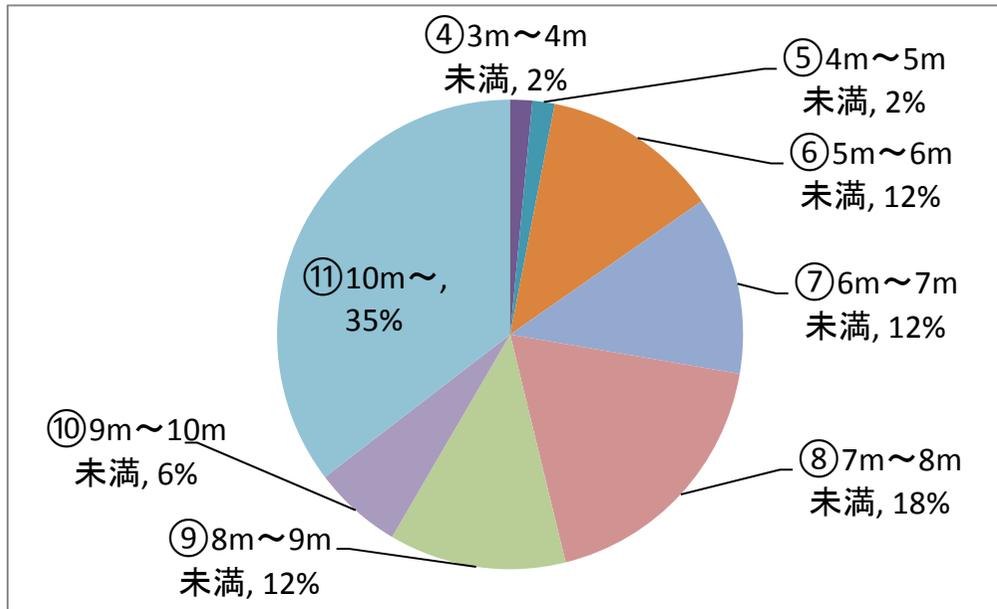


案内広告物(下り)、高さ11m

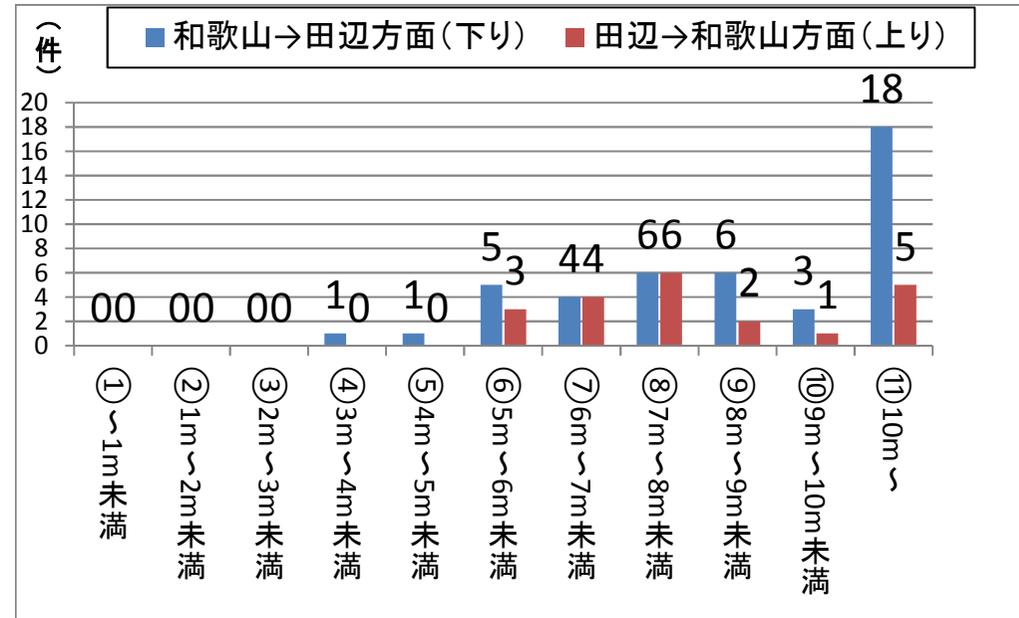
高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

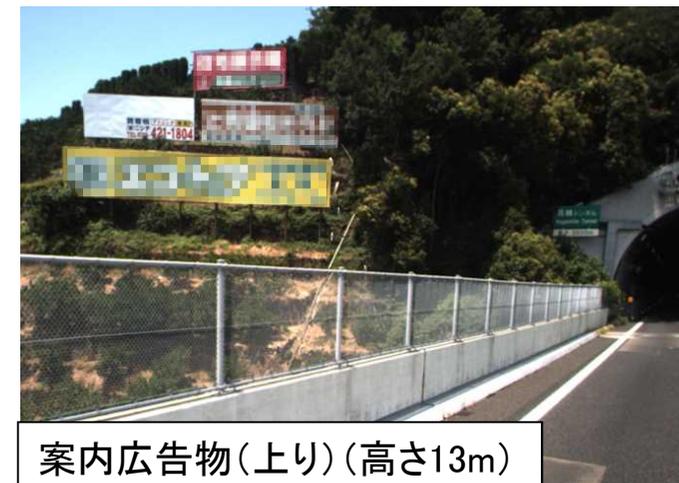
⑦ 道路面からの高さ



- ・ 10m以上が最も多く見られる
- ・ 5m~9mの高さのものが多い



※ 広告物の上段までの高さ

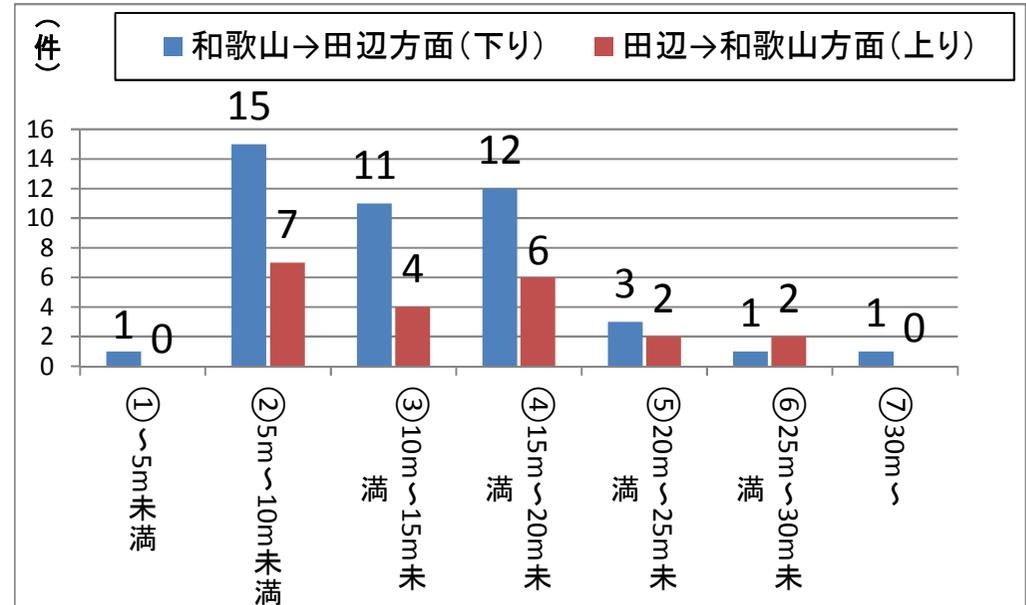
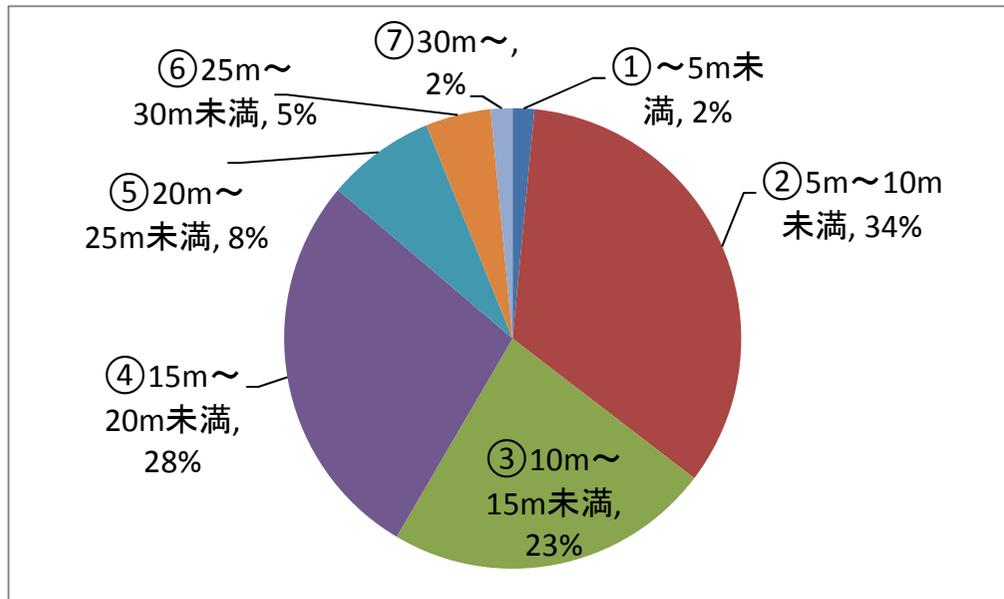


高速道路等沿道の屋外広告物の現状

■ 阪和自動車道

⑧ 道路からの後退距離

- ・ 5～20mの間が最も多い
- ・ 30mを超えるものも1件ある



2.許可基準の検討案

①許可基準(大きさ・高さ等に関する事項)について

■基準の考え方

- ・ 高速道路沿道や背景となる自然景観などへの配慮、走行車中者に対する読み取りやすさや安全性を考慮し、広告物の許可基準を設定する。



■基準(案) ※広告物の路端から距離により決まる

既存広告の設置場所並びに高速道路の地理的特性(トンネルや高架が多く、また、道路敷きも多い)を勘案し30m以内とする

- ・ 道路端からの距離 : 30m以内は許可対象
- ・ 相互間の距離 : 80m (判読距離) 以上は離す
- ・ 文字サイズ(文字高) : 70cm 以上は確保
(ただし、路端からの距離15m以内は、文字高50cm以上)
- ・ 看板の大きさ : 20㎡ 以内(集合看板は、3者まで30㎡)
- ・ 道路面からの高さ : 12m 以下(読みとり仰角5度)

2.許可基準の検討案

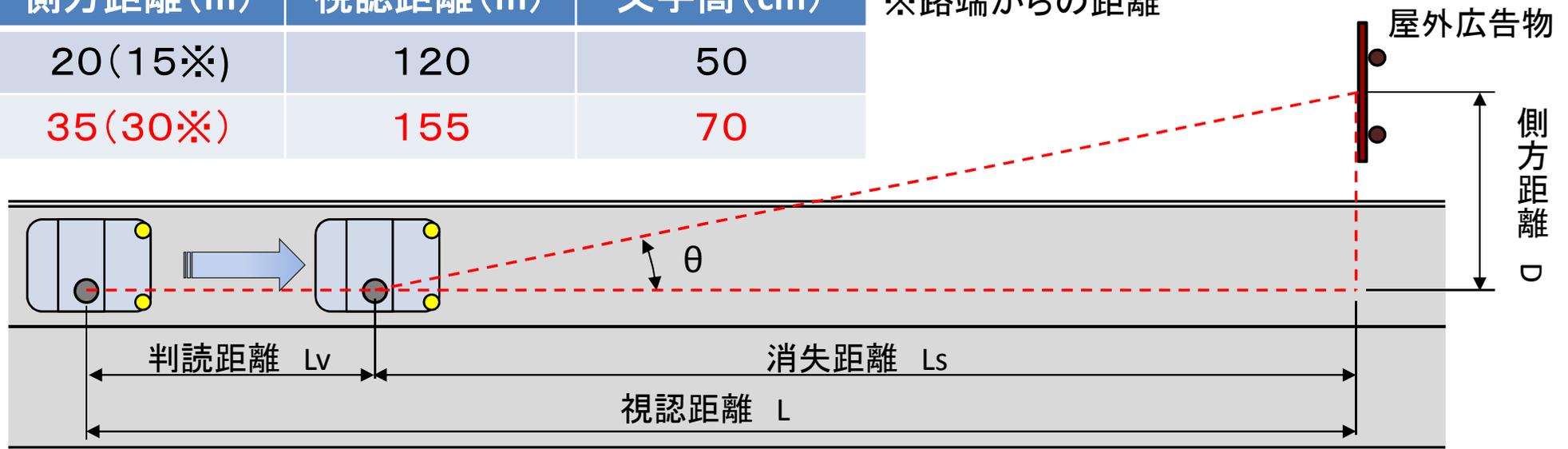
②「側方距離、視認距離、文字高」について

■基準の根拠

- ・ 現地調査より現在立地する広告物は道路端より、平均して17m離れており、走行車両中心から広告部までの距離は、道路部分の3.5mをプラスし、側方距離「20m」（路端から15m）を標準とし、地理的特性等を踏まえ最大「35m」（路端から30m）とする。
- ・ 道路標識の基準「道路標識設置基準・同解説（社）日本道路協会」を参考に視認距離、文字高を算出する。
- ・ 無理なく広告物の内容が読み取れる相互間の距離としては、視認距離を採用する。

側方距離(m)	視認距離(m)	文字高(cm)
20(15※)	120	50
35(30※)	155	70

※路端からの距離



2.許可基準の検討案

②「側方距離、視認距離、文字高」について

(参考) 道路標識の基準「道路標識設置基準・同解説(社)日本道路協会」

・視認距離 $L = f(h^*) = 5.67 \times h^*$ ただし、 $h^* = k_1 \times k_2 \times k_3 \times h$

ここで、 h^* :有効文字高

h :実際の文字高

k_1 :文字の種類による補正係数 (漢字 → 0.6)

k_2 :文字(漢字)の複雑さによる補正係数 (画数10画以下 → 1.0)

k_3 :走行速度による補正係数 (80km/h → 0.82)

・判読距離 $L_v = V \times S$

ここで、 V :走行速度 (80km/h)

S :判読時間 (1.95秒)

【出典:道路情報表示装置A型電光式表示機仕様書・同解説(昭和60年7月)

(社)建設電気技術協会】

・消失距離 $L_s = L - L_v$

・ θ :消失地点における進行方向線と広告物との作る角度 (標準値 = 15°)

・側方距離 $D = L_s \times \tan \theta$

2.許可基準の検討案

③広告物の「文字部分の大きさ」について

■基準の根拠

- ・人の目は、1箇所によく留まることは難しく、ちらちらといろんなところをみている。1箇所に滞留する時間はだいたい0.3秒前後。

0.3秒で読むことができる文字数は、日本語で最大15文字程度であり、自動車運転者の場合は、さらに短くなる。（「屋外広告の知識」より）

このため、1カ所の判読時間を0.6秒前後とする。

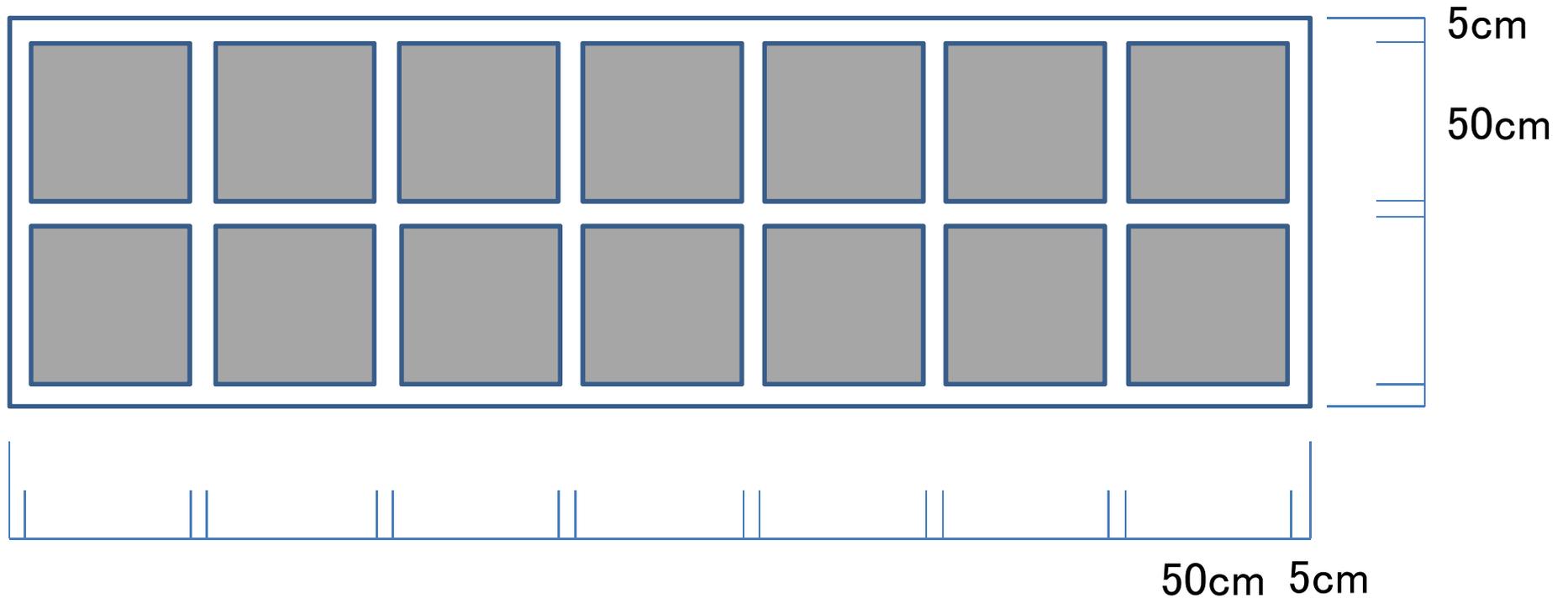
- ・そのため、文字数を14文字とし2段組とする場合を想定し、文字高さ「50cm」、文字間隔は文字サイズの1/10（「道路標識設置基準・同解説（社）日本道路協会」）は必要であることから、14文字の場合の必要最低面積（㎡）は、横3.9m×縦1.2m≒4.7㎡（約5㎡）となるが、判読性を向上させるには、適度な余白と文字間隔が必要であり、文字表示部分の大きさとして、文字部分の大きさ約3.5㎡の1.6倍の「6㎡」とする。

文字高(cm)	文字部分の大きさ(㎡)
50	6
70	12

2.許可基準の検討案

③(参考)「文字部分の大きさ」について

■最低限必要なイメージ



縦 1. 2m × 横 3. 9m ÷ 4. 7 m²

2.許可基準の検討案

側方距離と広告物の大きさの関係

■ 許可基準の検討一覧表						
側方距離(m)	20	30	35	40	50	60
視認距離(m)	118	155	174	193	230	267
判読距離(m)	43	43	43	43	43	43
消失距離(m)	75	112	131	149	187	224
文字高(cm)	50	62	69	77	92	106
広告物全体の大きさ(m ²)	10	14	20	25	30	37
文字部分(m ²)	6	8	12	15	18	23
案内部分(m ²)	2	3	4	5	6	7
ロゴ部分等(m ²)	2	3	4	5	6	7
※時速80kmで算出						

※検討課題 路端からの距離(15.30m等)に応じて、看板のサイズ等を規定すべきか。

2.許可基準の検討案

④「広告物全体の大きさ」について

■基準の根拠

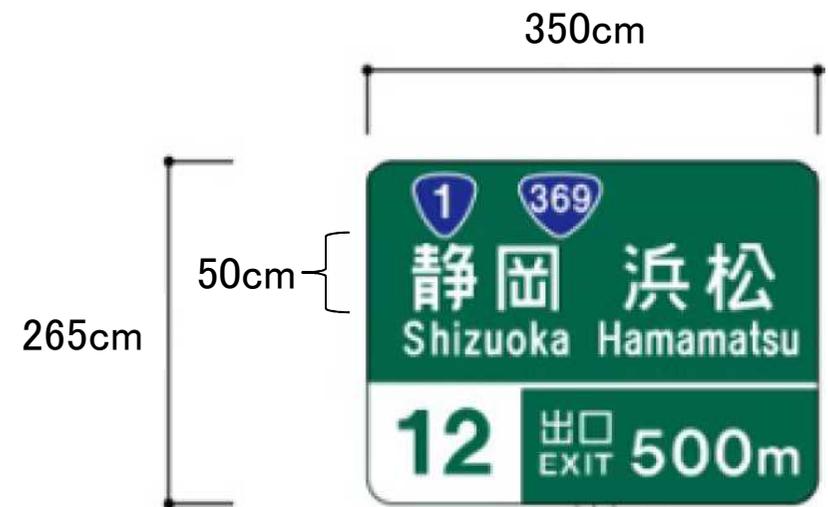
- ・和歌山県の案内広告物は、案内に要する面積は表示面積の1/3以上必要であるが、文字部分の規模を勘案し、文字面積の1/3として案内部分を全体面積の1/5（「4㎡」）程度を確保する。
- ・また、掲示内容をイメージするロゴマーク等の掲示部分として、全体面積の1/5（「4㎡」）とする。
- ・広告物全体の大きさを「20㎡」までとする。

広告物の大きさ(㎡)		
文字部分	案内部分	ロゴ部分等
12	4	4
合計		
20		

(参考 掲出を認めるイメージ図(規格等を検討するためのもの))



(参考) 高速道路案内標識のサイズ



縦2.65m × 横3.5m ÷ 9.3㎡

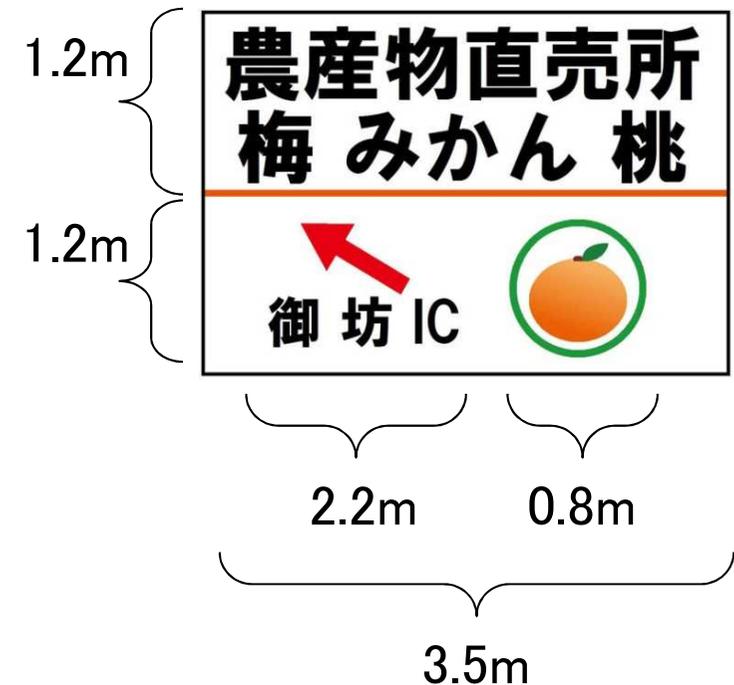
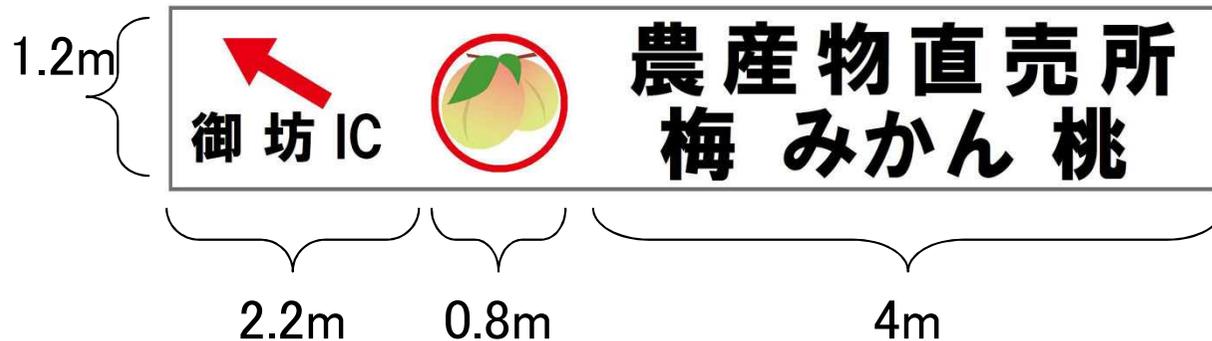
2.許可基準の検討案

④「広告物全体の大きさ」について

■イメージ

横長：縦1.2×横7≒8.4m²

長方形：縦2.4m×横3.5m=8.4m²



2.許可基準の検討案

⑤「高さ」について

■基準の根拠

- ・ 高速道路の案内標識（路側式）の高さは、道路面から5m程度であり、準拠して広告物の道路面からの高さも「5m」以下とすることが望ましいが、視認距離と仰角の関係や地理的条件を勘案して「12m」以下とする。
- ・ 地盤面からの高さは、野立て看板の許可基準と同様に7m以下とする。

道路面からの高さ(m)

12

地盤面からの高さ(m)

7

(参考) 高速道路案内標識 (路側式)



2.許可基準の検討案

⑥「道路標識からの距離」等について

■基準の根拠

- ・道路標識の周辺に広告物を設置すると、道路標識の内容の判断の妨げになるとともに、広告効果も小さくなる。
- ・しかしながら、距離表示箇所等の道路標識は多数存在する。
- ・そのため、道路標識から半径「10m」離すこととする。
- ・路端からの距離についても、標識判読の支障とならないよう「5m」後退させる。

道路標識からの距離(m)

10

路端からの後退距離(m)

5



※現状(道路標識周辺の広告物)

2.許可基準の検討案

⑦「空き看板対策」等について

■ 基準の根拠

- ・ 周辺の自然環境の風景に配慮し、自然色（茶色又は緑色）を着色する。
- ・ 長期にわたり空き看板の状態が継続されることは好ましくない

空き看板対策

茶色

空き看板として設置できる期間を決める

広告の裏面对策

茶色



※現状(空き看板)

2.許可基準の検討案

⑧ 「掲出可能枚数」について

■ 基準の根拠

- ・ 総量を抑制するため、同一内容の広告の設置枚数を制限する必要がある。
- ・ 県内の高速道路等は紀伊半島を一周する計画で、奈良、三重方面からの観光客も考慮する必要あり。
- ・ このため、登り・下り別の双方向ごとに設置枚数を規定。
- ・ 利便性向上の観点から、事前と直前の2枚とする。

掲出可能枚数

走方向ごとに2枚まで(県内で最大4枚)

2.許可基準の検討案

⑩ 集合看板等について

■基準の根拠等

- ・道路直行方向の相互間距離が7m以下の広告物は集合化看板と見なす。
- ・集合化は、それぞれの広告が調和したものでなければならない。
- ・集合化看板の最大面積は、独立広告として商業地などで設置可能な30㎡とする。これは、広告物の内容が、観光振興を目的とする公益性を確保したものであることや高速道路の視認性の観点からである。
- ・視認性、判読性の観点から一地点の表示は3種類の広告物までとする。

集合看板の基準等

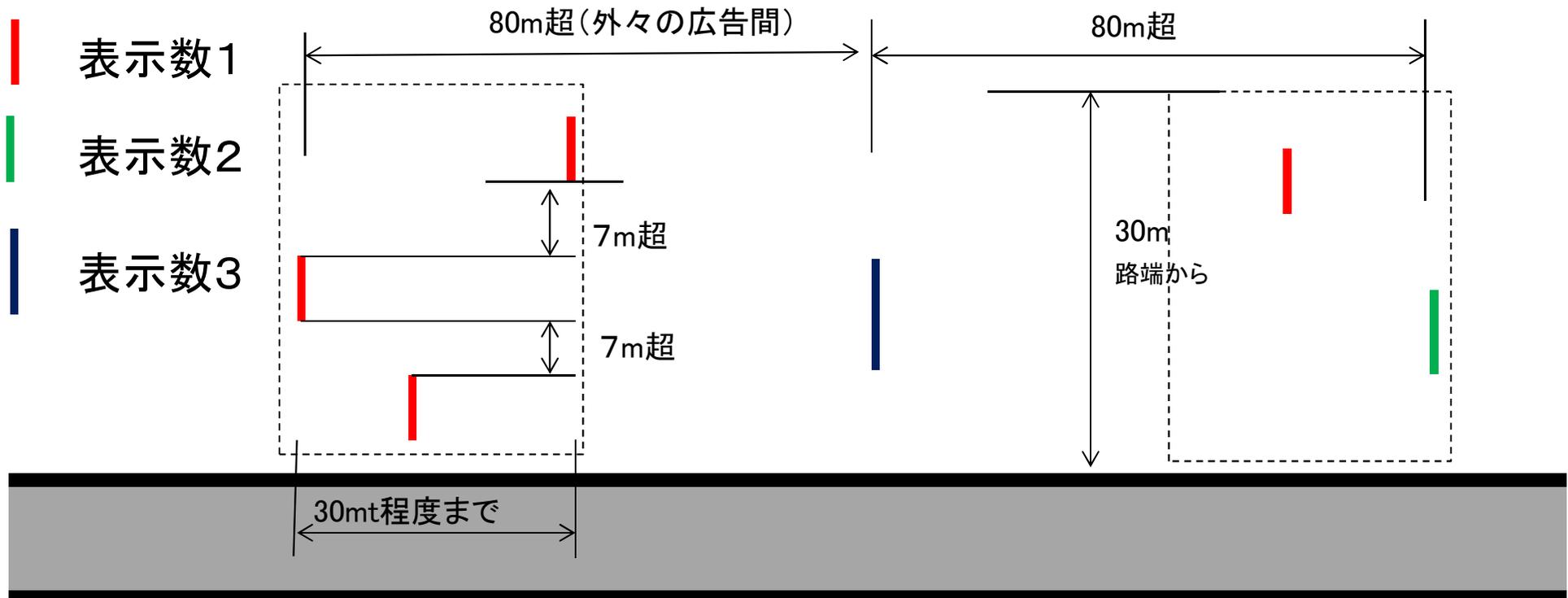
- ・相互間距離が7m以下のものは集合看板と見なし、それぞれが調和したものでなければならない。
- ・集合看板の合計は30㎡以下とする。
- ・集合化看板は、3種類の異なる表示内容まで認める

2.許可基準の検討案

⑪一団の告物のについて

■基準の考え方

- ・走行方向の相互間距離(80m)とするが、走路と直行方向の広告物の設置について規定する必要がある。
- ・一定の範囲に存する広告物を一団の広告(幅30m×奥行き30mの範囲)とし、一団の広告物の表示数は視認・判読性を踏まえ3種類の表示までとする。
- ・幅30mについては、現状の広告物の状況等を踏まえたものであるが、走行車からの見え方の重複等についてシミュレーション等による確認を要する。



2.許可基準の検討案

⑫ 広告物の色彩について

■ 基準の考え方

- ・ロゴ等の部分、表示内容部分及び案内部分に分けてそれぞれ基準を規定
- ・ロゴ等の部分の色彩は彩度8以下とする。
- ・表示内容部分は、指定するベース色とする。文字は白抜き。
- ・案内部分は、ポイントカラー色として指定した色から選択する。文字は白抜き。

(参考) 掲出を認めるイメージ図

※現時点におけるイメージであり今後変更があり得る



2.許可基準の検討案

⑬ 広告の形状について

■ 基準の考え方

- ・統一観を確保するため、看板の形状のパターンを決めたり、看板の縦横の比率を決める等の対策を検討する。
- ・統一観を確保するため、広告物の標準形状とロゴ等の部分、表示部分、案内部分の配置を決める。
- ・色落ち等を考慮、和歌山カラーの選定

(参考)掲出を認めるイメージ図



※現時点におけるイメージであり今後変更があり得る



2.許可基準の検討案

⑫、⑬の広告物の形状や色彩について(まとめ)

■看板の大きさ、形状について

- ・表示面の規格寸法(ポスターサイズ)や設置場所の地形等を踏まえ、看板の大きさ・形状をあらかじめ数種類程度、決めておく。

一例) 縦2.7m 横7.2m (17.28m²)

■看板の表示部分、ロゴ等、案内部分について

- ・上記看板の大きさ・形状毎に**表示部分、ロゴ等、案内部分の位置、色合い**のバリエーションを決めておく。

■集合看板について

- ・集合化の手法等について規定する。

2.許可基準の検討案

⑭ 危害の防止、劣化対策等について

■基準の考え方

○高速道路沿道であるため、特に強風などによる飛散が重大に事故を引き起こす可能性が高い

- 高さ4m超のものについては、建築基準法の工作物の構造規定を満たす。
- 許可条件として、維持点検計画の添付を求める。
- 骨組み等に木類は用いない。
- 防錆処理を施すこと。

○交通安全性を確保する必要がある。

- 点滅する表示は禁止
- 維持点検や道路標識の視認性確保の観点から高速道路路端から5mの範囲は設置禁止